



「知らなかった…」ではすまされない!

自転車の交通ルール

自転車の違反摘発件数
兵庫県が全国最多!

市内人身事故の**3件に1件は自転車事故!**

※いずれも昨年の件数

市は、安全で快適な自転車利用環境を目指し、「西宮市自転車利用環境改善計画」を策定し、自転車通行空間の整備や交通ルールの啓発などを行っています。

問 自転車通行空間の整備について…道路建設課 (0798・35・3498)
 交通ルールの啓発について…交通安全対策課 (0798・35・3806)

(HP) 86938337

「自転車安全利用五則」を守ろう!

(HP) 56377163

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両に分類され、車の仲間です。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。
 ※13歳未満の子供や70歳以上の人は歩道を自転車で通行できますが、歩道は歩行者が優先です

▲矢羽根型路面表示

自転車交通量が多いなどの条件を満たす幹線道路に、矢羽根型路面表示（自転車通行位置を示す表示）の設置を進めています

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道通行が可能な場合でも、歩行者優先です。車道寄りをすぐに止まれる速度で通行し、歩行者の妨げになる場合は一時停止しなければいけません

▲「普通自転車歩道通行可」の標識

▲ピクトマーク

自転車交通量が多い幹線道路で、自転車が通行可能な歩道（「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道）に、ピクトマークを順次設置しています

2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければいけません。右側通行は禁止されています

4 安全ルールを守る

昨年の自転車乗車中の死傷者の約9割がルール違反をしています。事故を起こさないために、ルールを守りましょう

- ながら運転（携帯電話・イヤホン・傘差し等）は禁止 信号を守る
- 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止 夜間はライト点灯
- 交差点での一時停止と安全確認

5 子供はヘルメットを着用

13歳未満の子供が自転車を運転するときや、幼児を乗せて運転するときはヘルメットを着用させましょう

事故を起こしてしまうと…

高額な賠償金の支払い

男子小学生が女性と衝突。女性が意識不明となり、事故を起こした小学生の母親に9,521万円の賠償命令。平成25年(2013年)7月4日 神戸地方裁判所

ストップマークは特に注意して一時停止を

道路建設課 河村係長

▲ストップマーク

もしもの事故に備えて自転車保険に加入しよう!

県では条例により、県内で自転車を利用する全ての人に、自転車損害賠償保険等の加入を義務付けています。未加入の人は必ず加入しましょう

県HP